

恵庭市と中央コンピューターサービス株式会社とのDX推進に関する事業連携協定

恵庭市(以下「甲」という。)と中央コンピューターサービス株式会社(以下「乙」という。)とは、相互に連携して、甲が策定した「恵庭市デジタル化推進計画」の基本理念である「デジタル技術を活用した新たな社会基盤の構築によるスマート自治体」の実現に向けた研究と協創に関する事業連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互連携のもとDXの実現に向けた研究と協創を推進していくことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携して実施する。

- (1)デジタル田園都市国家構想の推進に向けた研究・協創
- (2)DXアドバイザーによる研修、助言体制の企画・提言
- (3)前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(連携推進会議)

第3条 甲と乙は、本協定による連携の円滑な推進を図るため、連携推進会議を開催し、連絡調整や協議を実施することができる。

2 前項の規定により連携推進会議を開催する場合は、あらかじめ甲乙が協議して、構成員その他 の開催にあたり必要となる事項を別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によつて相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を所持する。

令和5年 4月17日

甲 恵庭市
恵庭市長

原 田 裕

乙 中央コンピューターサービス株式会社
代表取締役社長

谷田芳一